

福井県報

第 336 号
令和 7 年
2 月 12 日(水)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 有害な興行の指定（４９・県民安全課）…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
 自立支援医療機関の指定（５０・障がい福祉課）…………… 2
- 救急業務に係る医療機関の認定（５１・福井保健所）…………… 3
- 土地改良区の新たな事業の施行の適当の決定および関係書類の縦覧（５２・農村
 振興課）…………… 3
- 県営土地改良事業の計画の決定および関係書類の縦覧（５３～５９・同）…………… 3
- 県営土地改良事業の計画の変更および関係書類の縦覧（６０～６３・同）…………… 6

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（ＤＸ
 推進課）…………… 7
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（循環
 社会推進課）…………… 9
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（商業・市場開
 拓課）…………… 12
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（砂防
 防災課）…………… 12
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（会計
 課）…………… 14
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（警察
 本部会計課）…………… 17

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（２８）…………… 19
- 資金管理団体の指定の届出（２９）…………… 19

監査委員告示

- 令和５年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の公表（１）…………… 20
- 令和４年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の公表（２）…………… 33
- 令和３年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の公表（３）…………… 39

公立大学法人福井県立大学公告

- 公立大学法人福井県立大学財務会計・人事給与システム更新業務委託に係るプロ
 ポーザルの実施…………… 41

告 示

福井県告示第49号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和7年1月28日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	ダンス・オブ・欲望 うしろめたい股間	渡邊（元）組 〈オーピー映画〉
映画	禁断！母のあえぎ	深町組 〈新東宝映画〉

福井県告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

薬局

担当する 自立支援医 療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院 医療	スギ薬局 福井インター店	福井市和田中三丁目122番地	株式会社スギ薬局	代表取締役 榊原 栄一	愛知県安城市三河安城町1丁目8-4	令和7年2月1日
精神通院 医療	アルプ薬局社北店	福井市若杉4丁目612	株式会社アルプ	代表取締役 古賀 美純	石川県金沢市近岡町309番地	令和7年2月1日

訪問看護ステーション

担当する 自立支援医 療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日

精神通院 医療	訪問看護ステーション りんごの木	吉田郡永平寺町松岡松ヶ原1-307	株式会社 EMORI	代表取締役 江守 浩一	吉田郡永平寺町松岡葵2-72	令和7年2月1日
福井県告示第51号 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。 令和7年2月12日 福井県知事 杉本 達治 - 区分 救急病院 - 名称 藤田記念病院 - 所在地 福井県福井市宝永4丁目15番7号 - 認定の有効期間 自 令和7年2月13日 至 令和10年2月12日 福井県告示第52号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、神明下土地改良区の設立を適当と決定したので、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に審査請求をすることができる。 また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。 令和7年2月12日 福井県知事 杉本 達治 - 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書および定款の写し - 縦覧に供する期間 令和7年2月12日から 令和7年3月13日まで - 縦覧に供する場所 永平寺町役場農林課 永平寺町農林課ホームページ 福井県告示第53号						

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（杉谷地区 農業用排水施設（経営体育成基盤整備（土地総））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和7年2月12日から
令和7年3月13日まで
- 縦覧に供する場所
福井市役所農林水産部農村整備課
福井市農林水産部農村整備課ホームページ

福井県告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（杉谷地区 暗渠排水（経営体育成基盤整備（土地総））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは

、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和7年2月12日から
令和7年3月13日まで
- 縦覧に供する場所
福井市役所農林水産部農村整備課
福井市農林水産部農村整備課ホームページ

福井県告示第55号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（味真野北部地区 農業用排水施設（農村災害対策整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和7年2月12日から
令和7年3月13日まで
- 縦覧に供する場所
越前市環境農林部農林整備課
越前市環境農林部農林整備課ホームページ

福井県告示第56号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（北山（高山溜）地区 農業用排水施設（ため池等整備（防災重点緊急整備型））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和7年2月12日から
令和7年3月13日まで
- 縦覧に供する場所
越前市環境農林部農林整備課
越前市環境農林部農林整備課ホームページ

福井県告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（池ノ上（恩沢池）地区 農業用排水施設（ため池等整備（防災重点緊急整備型））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第

2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和7年2月12日から
令和7年3月13日まで
- 縦覧に供する場所
越前市環境農林部農林整備課
越前市環境農林部農林整備課ホームページ

福井県告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（三方地区 農業用排水施設（基幹水利施設ストックマネジメント）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和7年2月12日から
令和7年3月13日まで
- 縦覧に供する場所
若狭町建設課
若狭町ホームページ

福井県告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（山上堤地区 農業用排水施設（ため池等整備（防災重点緊急整備型））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和7年2月12日から
令和7年3月13日まで
- 3 縦覧に供する場所
美浜町土木建築課
美浜町土木建築課ホームページ

福井県告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（大安寺第1地区 農業用排水施設（農村災害対策整備）事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算

して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和7年2月12日から
令和7年3月13日まで
- 3 縦覧に供する場所
福井市役所農林水産部農村整備課
福井市農林水産部農村整備課ホームページ

福井県告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（大安寺第2地区 農業用排水施設（農村災害対策整備）事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和7年2月12日から
令和7年3月13日まで

3 縦覧に供する場所

福井市役所農林水産部農村整備課

福井市農林水産部農村整備課ホームページ

福井県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（重義地区 農業用排水施設（経営体育成基盤整備（土地総））事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年2月12日から

令和7年3月13日まで

3 縦覧に供する場所

あわら市経済産業部農林水産課

あわら市経済産業部農林水産課ホームページ

福井県告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（重義地区 暗渠排水（経営体育成基盤整備（土地総））事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求

をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年2月12日から

令和7年3月13日まで

3 縦覧に供する場所

あわら市経済産業部農林水産課

あわら市経済産業部農林水産課ホームページ

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称および数量

福井県行政情報ネットワーク ヘルプデスク業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和10年7月31日まで（長期継続契約）

この場合に、福井県において契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合には、この契約を解除する。

(4) 履行場所

入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にとっては、入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年2月12日（水）10時00分から令和7年3月10日（月）17時00分まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信すること。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。

提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課 デジタル県庁G

電話 0776-20-0270

5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

4(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年3月25日（火）9時00分から令和7年3月26日（水）16時00分まで

(3) 開札日時

令和7年3月27日（木）15時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する金額（当該金額の100分の10に相当する額）を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 契約に関する事項

(1) 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課 デジタル県庁G

電話 0776-20-0270

(2) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

様式

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先（e-mail）dx-suishin@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

9 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する、知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請書の受付時期

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(8) 当該競争入札の落札決定の効果は、令和7年度当初予算発効時において生ずる。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Fukui Prefecture Administrative Information Network Helpdesk Services

(2) Date, time of Bidding

9:00 A.M. 25th March 2025 - 4:00 P.M. 26th March 2025.

(3) Period of contract

Date of the contract to 31st July 2028.

(4) The place for delivery and Contact for notice

DX Promotion Division, Department of Future Creation,
Fukui Prefectural Office, 3-17-1, Ote, Fukui city, Fukui prefecture,
910-8580 Japan.

Tel 0776-20-0270

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月12日

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

令和7年度敦賀市民間最終処分場浸出水処理施設等維持管理業務委託

(2) 委託業務に関する仕様等

入札説明書および業務委託仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に関する委託業務を遂行する次の条件を満たす者とする。

ア 福井県入札参加資格者名簿（工事に係るものを除く。）の大分類で「保守管理・警備保障・検査類」または「その他」に登録され、水処理施設維持・運転管理を入札参加希望種類とする者であること。

イ 平成22年度以降において、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として中央政府機関または地方政府機関が発注した、一般廃棄物または産業廃棄物の最終処分場浸出液処理設備の運転管理を、連続して2年以上受託した実績を有すること。

ウ 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項に規定する技術士（衛生工学部門、上下水道部門または総合技術監理部門の「衛生工学」もしくは「上下水道」に限る。）の資格者を有すること。

エ 次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者を有し、本業務に配置できること。

(ア) 最終処分場浸出液処理設備の運転管理について10年以上の実務経験を有する者

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条に定める技術管理者の資格を有する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第45号）第17条に掲げる者であり、かつ最終処分場浸出液処理設備、下水道処理施設または尿処理施設の運転管理について5年以上の実務経験を有する者

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県エネルギー環境部循環社会推進課最終処分場対策グループ

電話 0776-20-0583

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。契約条項の明示についても同様とする。

(3) 入札説明書等の交付期間

令和7年2月12日（水）から令和7年2月25日（火）までの土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除く9時から16時まで（福井県物品等入札情報サービスシステム上での公開の場合は除く。）

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者

」という。)にあっては入札説明書に定める様式)に、その他必要と認められる添付資料を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書および添付資料(以下「申請書等」という。)の提出期間
令和7年2月12日(水)9時から令和7年2月25日(火)16時まで
- (2) 申請書等の提出方法
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

ただし、電子入札システムを使用して送信できない場合は、下記(3)に定める提出先へ持参または郵送(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)すること。

- (3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

4(1)と同様とする。

イ 提出方法

持参または郵送すること(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)

- (4) 入札参加資格確認の結果通知

入札参加資格確認の結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、別途書面により通知する。

- 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

- (1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)と同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

5(3)と同様とする。なお、電報または電送による入札書の提出は認めない。

- (2) 入札書の提出期間

令和7年3月24日(月)8時30分から17時15分まで、令和7年3月25日(火)8時30分から16時まで(郵送による場合は必着とする。)

- (3) 開札日時・場所

ア 日時

令和7年3月26日(月)10時

イ 場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県庁 10階 1006会議室

- 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 8 落札者の決定に関する事項

この入札に関する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 9 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)

(5) この業務は、福井県知事が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8の規定に基づき、敦賀市民間最終処分場に係る生活環境保全上の支障の除去等の措置として、敦賀市長と共同して実施するものである。

(6) 当該競争入札の落札決定の効果は、令和7年度当初予算発効時において生じる。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日と定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(8) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等によ

る。 (9) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。 10 Summary (1) Consignment details Operation and Maintenance of Leachate Treatment Facility (2) Date and time of bidding 26th March 2025 10:00 A.M. (3) Contract term April 1st 2025 to March 31st 2026 (4) Delivery location and contact information Fukui prefectural government, Sustainable Society Promotion Division, The energy environment part 3-17-1 Ote, Fukui city, Fukui prefecture, Japan 910-8580 Tel +81(776)20-0583 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により公告する。 令和7年2月12日 福井県知事 杉本 達治 1 大規模小売店舗の名称および所在地 くるふ福井駅 福井県福井市中央1丁目3202番地ほか 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 金沢ターミナル開発株式会社 代表取締役 山越 健司 石川県金沢市木ノ新保町1番1号 3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の所在地	(変更前) 福井県福井市大手1丁目201番地ほか (変更後) 福井県福井市中央1丁目3202番地ほか 4 変更の年月日 令和7年1月23日 5 変更する理由 届出書の所在地に誤りがあったため 6 聴取した意見の縦覧場所 (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階 福井市商工労働部商工振興課 7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末年始を除く。） 8 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、公告する。 令和7年2月12日 福井県知事 杉本 達治 1 一般競争入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量 福井県河川・砂防テレメータ保守点検業務 一式 (2) 委託場所 福井県全域 (3) 委託内容 入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。 (4) 委託期間
--	---

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日において現に福井県の指名停止措置または指名除外期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 平成16年4月1日以降に、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として、中央政府機関または地方政府機関との請負契約において、同種のテレメータの保守点検業務を受注した実績を有している者であること。
- (5) 第一級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者が在籍しており、適宜、当該調達役務の補助・支援に配置することができる体制を有していること。
- (6) 機器に障害が発生した際、概ね2時間以内（小浜土木事務所管内については3時間以内）に作業員を現場に派遣できる応援体制を整備できる本店または支店を福井県内に有すること。
- (7) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る

電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県土木部砂防防災課
電話 0776-20-0482
- (2) 入札説明書等の交付期間
令和7年2月12日（水）10時から令和7年2月21日（金）16時まで（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）
- (3) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間
令和7年2月12日（水）10時から令和7年2月21日（金）17時まで
- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法
 - ① 電子入札システムを使用して送信する。
なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。
申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。
 - ② 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県土木部砂防防災課
電話 0776-20-0482

イ 提出方法
持参、または提出締切り日時を必着とした書留郵便その他の配達記録が残る郵便等により提出すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年3月24日(月)8時30分から17時まで

令和7年3月25日(火)8時30分から16時まで

① 開札日時

令和7年3月26日(水)10時

② 場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁9階土木部砂防防災課

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、この入札に係る落札者の決定の効果は令和7年度当初予算発効時において生じる。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

① 申請書の受付時期

福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

② 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Maintenance service, routine check and other duties for Telemeter.

(2) Date, Time of Bidding:

10:00AM, 26th March 2025 (Time-limit for the submission of tenders
16:00, 25th March 2025)

(3) Period of Contract

1st April 2025 to 31st March 2026

(4) Contact point for the notice:

Erosion control disaster prevention division, Fukui prefectural government,
3-17-1 Ohte, Fukui City, Fukui Prefecture, 910-8580, Japan

TEL 0776-20-0482

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第

4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称

草刈機（大型遠隔操縦式）購入（河川課）

(2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

入札説明書および別添1「仕様書」（以下「入札説明書等」という。）のとおりに。

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書等のとおり。

(4) 納入期限

令和7年7月31日（木）まで

(5) 納入場所

入札説明書等のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与

するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、会計局会計課の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、会計局会計課の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務第三グループ（福井県庁6階）

電話 0776-20-0253

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、会計局会計課の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年2月12日（水）から令和7年3月3日（月）16時00分まで（土、日曜日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、会計局会計課が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、記録されなければならない。申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者

登録したものとする。 また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。 提出先は、4(1)と同様とする。 6 入札書および入札内訳書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所 (1) 入札書の提出方法 5(2)と同様とする。 (2) 入札書の提出期間 令和7年3月24日(月)8時30分から17時00分 令和7年3月25日(火)8時30分から16時00分まで (3) 開札日時 令和7年3月26日(水)10時00分 (4) 開札場所 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県庁6階入札室 7 入札書に記載する金額 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、入札金額は、物品価格のほか輸送費等、指定する場所までの引き渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。 8 落札者の決定に関する事項 この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県土木部河川課 電話 0776-20-0480 FAX 0776-20-0696 10 その他 (1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨とする。	(2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。 (3) 入札の無効 福井県財務規則第151条の規定による。 (4) 契約書作成の要否 要 (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。 (6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所 ア 申請の受付時期 福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。 イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県会計局会計課総務第三グループ 電話 0776-20-0253 (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。 11 Summary (1) Nature and quantity of the service to be required: Purchase of Mowing machine(remote control wide type)Quantity:9 (2) Date, time of Bidding: 8:30A.M. 24th March 2025 - 4:00P.M. 25th March 2025 (3) Deadline for delivery: 31st July 2025 (4) The Place for delivery ① Fukui civil engineering office,4-28-1, Joto,Fukui City, Fukui Prefecture, 910-0853 Japan ② Mikuni civil engineering office, 17-45, Mizui, Mikuni-cho, Sakai City, Fukui Prefecture, 913-8511 Japan
--	--

- ③ Okuetsu civil engineering office,11-14, Tomoe, Ono City, Fukui Prefecture, 912-0016, Japan
 - ④ Tannan civil engineering office,42-1-1,Kamiota-cho, Echizen City, Fukui Prefecture, 915-0882, Japan
 - ⑤ Sabae-nyu civil engineering office,3-17,Kehisyo, Echizen Town, Fukui Prefecture, 916-0133, Japan
 - ⑥ Tsuruga civil engineering office,1-7-36,Chuo-cho, Tsuruga City, Fukui Prefecture, 914-0811, Japan
 - ⑦ Obama civil engineering office,1-101, Onyu, Obama City, Fukui Prefecture, 917-0241, Japan
- (5) Contact for notice
River Management Division, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohte, Fukui City, Fukui Prefecture,910-8580 Japan.
Tel 0776-20-0480

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月12日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称および数量
警察庁舎清掃業務 一式

(2) 委託内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時まで資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号または第8号に掲げる事業について、都道府県知事の登録を受け

ている者であること。

- (4) 平成22年度以降において、庁舎等清掃業務を元請として契約履行した実績を有している者であること。

- (5) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格の確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部警務部会計課管財第一係

電話 0776-22-2880

内線 2234

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者）にあっては、入札

説明書様式 2) に必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和 7 年 2 月 1 2 日 (水) 8 時 3 0 分から令和 7 年 3 月 3 日 (月) 1 7 時まで

(2) 申請書等の提出方法

① 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用する IC カードは、電子署名及び認証業務に関する法律 (平成 1 2 年法律第 1 0 2 号) に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、その IC カード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす

② 紙入札による申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒 9 1 0 - 8 5 1 5

福井県福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号

福井県警察本部警務部会計課管財第一係

イ 提出方法

持参または郵送すること。(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和 7 年 3 月 2 4 日 (月) 8 時 3 0 分から 1 7 時まで

令和 7 年 3 月 2 5 日 (火) 8 時 3 0 分から 1 6 時まで

(3) 開札日時

令和 7 年 3 月 2 6 日 (水) 1 0 時

(4) 開札場所

福井県福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号

福井県警察本部 入札室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (加算後の金額に 1 円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、当該競争入札の落札決定の効果は、令和 7 年度当初予算発効時において生じる。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則 (昭和 3 9 年福井県規則第 1 1 号) の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第 1 5 1 条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例 (平成 2 2 年福井県条例第 3 1 号) 第 5 条第 2 項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

1 0 2 に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

(1) 申請者の受付時期

福井県の休日を定める条例 (平成元年福井県条例第 2 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

(2) 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒 9 1 0 - 8 5 8 0

福井県福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0 7 7 6 - 2 0 - 0 2 5 3

1 1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Police Government Office Building
Administration Cleaning Service

(2) Date, Time of Bidding :
10:00A.M.26 March,2025

(3) Period of Contract :
From 1st of April 2025 to 31st of March 2026

(4) Contact point for the notice :
Building Administration Section,Fukui Prefectural Police H.Q.3-17-1 Ote,
Fukui City, Fukui Prefecture, 910-8515 Japan.
Tel 0776-22-2880

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月12日
福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

（その他の政治団体）
（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和6年12月19日	三宅わたる後援会	三宅 中	三宅 結香	越前市宮谷町57-1-11

福井県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月12日
福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

指定年月日	資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地

令和6年2月19日	杉本 和範	小浜市長	杉本かずのり後援会	小浜市小浜酒井95-2
令和6年12月15日	三宅 中	福井県議会議員	三宅わたる後援会	越前市宮谷町57-1-11

監査委員告示

福井県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事から、令和5年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和7年2月12日

福井県監査委員 山本 建
同 松崎 雄城
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

令和5年度包括外部監査にかかる措置報告
テーマ：港湾事業・漁港事業に関する財務事務の執行および事業の管理運営について

所管部局・課名 土木部港湾空港課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	
1	無許可の設置物について	指摘	1	69	関係者と調整のうえ、撤去または占用許可申請書の提出を していただいた。今後は定期的なパトロールを通して適切 に管理していく。
2	占用許可申請書類におけ る記載漏れ	指摘	2	70	占用面積内に自販機を含めて許可を行っていたが、次回更 新申請の際（R9.4.1）に、指摘のとおり占用許可申請書の 内容に自販機についても正確に記入していただくよう指導 した。今後は、占用許可の徴収区分や占用料などについて 複数職員での確認を徹底していく。
3	使用等の許可期間につい て	指摘	3	71	福井港においては、占用期間を5年に訂正するとともに、 今後は、適切に管理を行っていく。 敦賀港においては、永年となっていた水路基準標につい て、港湾区域内等の行為の規制等に関する条例に基づき3 年毎の更新占用に改めた。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	
4	利用料金のWebサイトにおける掲載について	意見	1	81 条例には記載されているが、Webサイトには掲載されていない料金がある。またWebサイトにおける利用料金が税込なのか税抜なのか課税取引なのか非課税取引なのか不明確である。 県のWebサイトには実際の取引がない、または、わすかてあって条例記載の料金を掲載し、また、その金額は課税取引なのか非課税取引なのか、課税取引の場合は税抜金額なのか税込金額なのかを明示するのが望ましい。	条例にある料金のすべてを、県ホームページに掲載した。また、利用料金の消費税等の課税表記についても明確になるよう修正した。
5	利用料金の徴収誤りについて	指摘	4	83 内浦港において、動力のある押船が動力のない非自走の船とともに2隻で入港する場合において、押船については、接岸していないとして岸壁使用料を徴収していないかった。 この場合、実際には、押船についても、非自走の船と一体となつて行動し、岸壁を使用していることには変わらなないと考えられる。そのため、別途、免除の規定がなければ、利用料金は2隻で計算して徴収すべきである。	今後、同様の申請があった際には条例に基づいて使用料を正確に計算し徴収する。
6	利用料金の徴収誤りについて	指摘	5	83 鷹巣港に設置してある砕氷機、保冷庫庫、荷積みクレーンについては、性質として長期的建造物に該当している、年額290円/㎡で計算し占用料を徴収すべきものであるが、仮設工作物としての月額26円/㎡で計算し、占用料を徴収していた。 占用料の計算にあたっては、対象物の性質を認める必要がある。	令和6年度からは、年額290円/㎡で占用料を徴収するよう改めた。今後も設置物の性質を正確に把握し、適切な占用料を徴収していく。
7	未収債権の管理について	意見	2	84 令和4年度に井の湖レジャーボートスポットの使用許可を受けた者が死亡し、港壁使用料（プレジャーボート係留料金）について未収金が1件（92,400円）発生し、相続人も債権放棄を行った結果、現状回収ができていない状況にある。 敦賀港事務所においては、原則、期間一括での前払いで納入通知書を作成送付し、請求しているが、利用者が一括で払えない場合等においては、利用者の要望に応じて、月払いや後払による納入も認めている。 後払いだとサービスを提供しているのに料金を回収できないうりリスクがあるので、それを避けるために料金徴収は後払いを認めるのはできる限り避けることが望まれる。また、前払ができていない先については、回収管理や与信管理を厳格に行い、支払が遅れている先については、更新の拒否、利用の停止も含めて検討することが望まれる。	プレジャーボートスポットは不法係留対策のために整備された施設であることを念頭に、今後の管理にあたっては、確実な使用料徴収のために前払いを促すとともに、支払いが遅れている相手先には電話、文書等で支払いの催促をし、納入が大幅に遅れないように対策を行うことで、回収管理等について適切に管理していく。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	
8	収支報告について	意見	3	88 港湾法第48条および港湾法施行規則第13条において作成・公表が求められている重要港湾である敦賀港に関する収支報告の公表は、現状、県庁1階の県政情報センター（情報公開・法制課）において行われている。ただし、綴じられているファイルのタイトルが「港湾法49条に基づく敦賀港財政収支状況報告」と記載されており、根拠条文の条番号が誤っていた。 収支報告における根拠条文は、以前は第49条に記載されていたが、令和4年に港湾法の改正があった際には、第48条に移動となっており、タイトルの根拠条文の条番号も第48条に変更する必要がある。	県庁1階県政情報センターのファイルについて、根拠条文の条番号を48条に修正した。
9	収支報告について	意見	4	88 敦賀港の収支報告を閲覧しようとした場合には、県庁1階の県政情報センターに実際に足を運ぶか、県政情報センターに問い合わせたり、郵送手続等を取る必要がある、容易に閲覧できる状況にはなっていない。 収支報告は公表することが求められており、県民や利害関係者が広く、かつ容易に閲覧できるようにすることが望ましいため、より容易に閲覧できるよう、県を参考にWeb上で収支報告を閲覧できるようにすることが望ましい。その際、当該事業年度分のみにならず、過年度分も含めて閲覧できるようにし、経年度での比較できるようにすることが望ましいと考	過去5年分の収支報告書をホームページ上にも公開した。
10	各地方港湾の収支報告について	意見	5	89 重要港湾である敦賀港を除く、他の港湾については、地方港湾というところもあり、収支報告の作成・公表の法的義務はなく、収支報告は作成されていない。 しかし、収支報告は、各地方港湾のカネに関する情報を一覧でき、年度別に比較できる重要な資料であり、決算審査や予算編成を有効かつ効率的に行い、各地方港湾の今後の計画や将来の在り方の検討を適切に行うために有用なものであると思われるため、各地方港湾についても収支報告を作成することが望まれる。	港湾法48条および港湾法施行規則第13条において、収支報告書の作成を義務付けられているのは重要港湾以上であるが、地方港湾においても、R5決算分から収支報告書を作成した。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内 容	
11	港湾整備事業特別会計に関する情報の充実について	意見	6	93	県は、港湾整備事業特別会計に係る経営戦略を策定し、公表しているものの、直近では令和4年度に公表したものが最後である。過去の収支実績情報のみが記載されており、今後の具体的な収支計画や地方債残高の償還状況やスケジュールが記載されておらず事業の全体が不明であり、情報の充実が望まれる。特別会計は、独立採算性が基本であり、各事業で収支が適切に補われて、地方債の償還が適切に行われているかといった情報が県民にとっても重要となるため、事業ごとに将来スケジュールと合わせた県民への情報の開示の充実を検討していただきたい。	総務省のマニュアルに基づき、福井県では各特別会計における経営戦略を5年に1度改訂しており、当会計においては令和7年に改定を行う。次期改定においては、具体的な収支計画や償還状況、スケジュール等を記載し、情報の充実を図る。
12	港湾台帳の必要記載事項について	指摘	6	98	敦賀港以外の4港（福井港、鹿島港、内浦港、和田港）の港湾台帳において、港湾法施行規則における港湾台帳の第5号様式における必要記載事項が記載されていない。法律等で要求されている記載事項は漏れなく記載する必要がある。	4港湾において、港湾法施行規則における港湾台帳の5号様式における必要事項を記載した。
13	港湾台帳における各項目の空欄について	意見	7	101	各港湾の港湾台帳において、各施設の各項目の枠（セル）に多くの空欄が見られた。港湾台帳における何も記載されていない各項目の枠（セル）について、その項目の内容・数値等を調べ必要性が少ないと判断したうえの無記入なのか、記載が漏れているのか、記載が漏れないなどの判別がつかない。各項目の枠（セル）の記載漏れがないようにするために、その項目の内容・数値等を調べる必要性が少なくないと判断したうえの無記入の場合や該当なしの場合などはそれが把握できるように記載を行い、記載漏れを回避するのが望ましい。	該当なしとしての空欄であり、該当なしが無記入か判断できる記載に改めた。
14	施設の種類の施設数や増減数の把握について	意見	8	101	施設の種類の施設数やその増減数を容易に把握可能な資料が、5港中3港（鹿島港、内浦港、和田港）で作成されていない。施設の種類の施設数やその増減数は、施設の管理上有益性が高い資料であり、それらが把握できる一覧表を作成するのが望ましい。	鹿島港、内浦港、和田港において、増減について把握できる一覧表を作成した。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内 容	
15	港湾台帳の年度について	意見	9	101	敦賀港以外の4港（福井港、鹿島港、内浦港、和田港）において、港湾台帳がいつの年度のデータなのか不明確である。施設の増減の有無にかかわらず、いつの時点のデータなのか把握できるよう年度の数値を変更し、台帳全体を更新する必要がある。	港湾法施行規則においては、帳簿及び図面の記載事項に変更があったときは速やかに訂正しなければならないとされている。今後、港湾台帳の更新にあたっては、備考欄に変更した日付を記載するなどの対応をしていく。
16	現物と港湾台帳の不一致について	指摘	7	102	福井港において、港湾台帳と現物の整合性を確認したところ、係船柱について数量が一致していないかった。県は、港湾台帳と現物の数量が一致するよう修正する必要がある。	港湾台帳と現物の数量が一致するように修正した。
17	定期的な現物確認の実施について	意見	10	102	県は、港湾資産の管理について、港湾台帳に記載の港湾資産について定期的な現物確認を実施していない。県は、港湾資産について定期的に港湾台帳ベースでの現物確認を実施することが必要と考える。なお、港湾全体の広いエリアに存在する港湾資産の現物管理のため、パトロールにおいて定期的に行う「循環での現物確認」により港湾資産の実在性・網羅性を確保するのが望ましい。	港湾資産の管理は、港湾台帳を整備し管理しており、具体的には施設の健全度を確認するためのパトロールと併せて現物と台帳の突合を図っている。また資産が使用できるような状態かを確認するため、災害待機時には必ずパトロールを実施している。また、維持管理計画に基づき点検もを行っている。
18	海岸法施行規則に準拠した海岸保全区域台帳の作成について	指摘	8	105	各港湾において、海岸保全区域台帳における必要記載事項の枠を設けておらず、海岸法施行規則の様式に準拠した台帳が作成されていない。海岸保全区域台帳は、海岸法施行規則に準拠した台帳を作成しなければならない。	様式に不備があった海岸において、海岸法施行規則の様式に準拠した台帳を整備した。
19	通常パトロール（日常点検）の頻度について	意見	11	107	係留施設、水域施設、臨海交通施設、保管施設、廃棄物処理施設に関する通常パトロール（日常点検）について、福井港、鹿島港、内浦港、和田港の4港における現在の点検実施頻度は月1回であり、「福井県港湾等パトロール実施要領」の規定に定められた頻度よりも低い。上記施設に関する通常パトロールの頻度について、実際の頻度を高くするか要領の規定を見直すかして、規定と実態が合致するよう見直す必要がある。特に福井港は他の3港と比べて規模等が大きいので、頻度を高めると思われる。	福井港において、パトロール頻度を月1回から週1回に高めた。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	
20	施設管理について	意見	12	107	これまでもパトロール等で不適切な行為を発見した際には指導を行ってきたが、今後も引き続きパトロールを通して指導に努めていく。
21	特殊性が高く高額な港湾設備・機械の導入について	意見	13	108	ガントリークレーンの新規導入の決定において、県は、コストについて取得から廃棄までのライフサイクルコストおよび費用対効果を計算しておらず、取得価額を考慮したのみである。 ガントリークレーンのように特殊性が高く、高額な港湾設備・機械の導入においては、限定された製造業者・納入業者から取得価額だけでなく取得から廃棄までのライフサイクルコストや費用対効果を含めた見積り・提案を要求し、それをもとに意思決定をすべきである。
22	不法係留について	意見	14	110	敦賀港、和田港、鷹巣港においては、港湾施設内に不法係留となっている船舶が発見された。 県は、不法係留の状況・程度に応じた段階的な対応方法を検討し、引き続き、不法係留の解消に向けた取り組みを進めるよう努力すべきである。
23	放置物について	指摘	9	111	港湾施設内に船やごみなどの放置物・廃棄物がある。例えば、内浦港では、所有者不明とみられる船が駐車場に放置されていることが確認された。また、他の例として、鷹巣港では港湾施設内の一部のエリアにごみが散乱していた。 県は、適切な維持管理のため、処分や撤去を求めるとともに、そもそも放置物・廃棄物を出さない啓発活動を積極的に行う必要がある。
24	目標設定について	意見	15	112	港湾施設における入港船舶量や取扱貨物量、品種別・地域別の輸移出入構成などにおいて、明確な目標設定は行っていない。 経済活動の活性化や港湾施設の有効活用の観点から、一定の目標を設定した上で、施設管理を行うことが望ましい。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	
25	地方港湾における港湾BCPの策定について	意見	16	119	港湾BCPについては、現在、重要港湾である敦賀港についてはのみ策定している。 ただし、大地震等の自然災害等が発生した場合に、港湾の重要機能を最低限維持できるようにするため対応をしておくことは、地方港湾でも重要である。そのため、地方港湾である福井港、和田港、内浦港、鷹巣港においても積極的に港湾BCPの策定に取り組むことが望まれる。
26	災害対応マニュアルについて	意見	17	120	災害時の対応マニュアルの整備状況を確認したが、県として『港湾関係災害対応初動マニュアル』を整備しており、それに基づいて対応している。ただし、当該マニュアルについては、災害対応体制の設置基準、参集体制、連絡体制、報告体制等に関する記載が中心となっているものであり、実際に災害が発生した場合に、「いつ」「だれが」「何をするか」といった実際の状況に応じた対応方法については、記載されていない。 港湾BCPが策定されている敦賀港については具体的な対応方法が記載されており、それにてカバーできていると考えられるが、それ以外の港湾については、県は、想定されるいくつかのパターンについては、迅速に行動できるようマニュアル化しておくことが望まれる。
27	バックアップ港としての準備について	意見	18	123	敦賀港は、南海トラフ地震等の大災害により太平洋側の港湾が被災したときのバックアップ港として機能を発揮することが期待されている。その準備対策として、地形的特性等から鰐浦が容易でない課題もあるものの、順次解消に努めていくことが望まれる。また、企業のBCPやリスク分散の観点からだけでなく、大規模災害時における代替港湾や補完港湾として機能の効率的な発揮の観点からも、平時より敦賀港を利用してもらうよう戦略的なポートセールスを行っていくことが望まれる。 大規模災害時において、敦賀港が大規模港の代替港や補完港湾として効率的に発揮できるよう準備しておくことが望まれる。

指摘事項および意見の概要				
通番	項目	区分	ページ	内容
28	施設の整備について	意見	19	127 敦賀港は、天然の良港として恵まれており、また、国や県により鞠山南地区国際ターミナルの拡張事業も進められている。完成すれば、これまで分散していた貨物船の停泊地も貨物船の種類ごとく接岸できるようになり、効率的な貨物の積卸しができようになる。引き続き、拡張工事を進め、荷役の安定性確保による物流の効率化を図り、敦賀港の魅力を高めていくことが望まれる。
29	不法係留について	意見	20	135 敦賀港の一部エリアや井の口川河口域エリアにおいては、不法に係留等されている船舶が発見された。また、それら船舶に係留するための係留くい等の工造物やロープやタイヤ等が無許可で設置されていた。これら不法係留船や不法工造物等については、河川氾濫時において被害を拡大する要因となったり、橋梁を破壊する要因となり、河川利用者の安全を阻害する恐れがあるほか、下流部の河川改修事業や様々な地域活動にも支障を及ぼすことになるため解消することが必要である。
30	収支計算書について	指摘	10	139 指定管理者による令和4年度の事業報告書に添付されている収支計算書において、支出項目の中に固定資産減価償却費の項目が残高（212千円）とともに記載されている。減価償却費は、非現金支出費用であり収支計算書に記載されるべきものではない。県は、事業報告書を確認する際に、収支計算書が適切に作成されているかについても意識して確認すべきである。
講じた措置等の内容 国との連携を密にしながら、早期工事完成に向けて事業促進を図っていく。 定期的に港湾施設内の不法係留船舶の隻数を調査し所有者に対し撤去文書を送付し指導を行っている。今後も関係者と連携しながら不法係留の船舶所有者への指導、啓発を継続していく、解消に向けて取り組んでいく。 指摘のあった「固定資産減価償却費」については、今後、収支計算書には記載せず、損益計算書のみ記載することとした。				

指摘事項および意見の概要				
通番	項目	区分	ページ	内容
31	維持管理業務計画について	意見	21	144 基本協定書と一体で作成される管理業務仕様書の第3Ⅱに記載されている各種の維持管理業務が、仕様書に添付される別記1の維持管理業務年間計画にほとんど反映されていない。
32	事業計画書の目標値について	意見	22	151 利用者の増加に向けた各種取組みを計画しているが、それらを踏まえた目標契約隻数を計画している事業計画書に記載されていない。
33	維持管理業務計画について	意見	23	154 基本協定書と一体で作成される管理業務仕様書の第3Ⅱに記載されている各種の維持管理業務が、仕様書に添付される別記1の維持管理業務年間計画にほとんど反映されていない。
34	管理運営業務仕様書について	意見	24	159 利用者の数および売上高がこの数年減速している。事業計画書と事業報告書に「施設の利用促進への取組み」の項目があり、コロナ前の利用者数を回復していない。
講じた措置等の内容 年間計画について、管理業務仕様書にある月次の維持管理内容を反映したものに修正した。 令和6年度の事業計画書に目標隻数を記載した。事業報告書で達成状況の把握等を行い、次年度以降の各種取組みに反映していく。 年間計画について、管理業務仕様書にある月次の維持管理内容を反映したものに修正した。 指定管理における外部評価委員会での指摘もあり、施設の認知度を高めるためマリーナ独自のSNSアカウントを作成し、魅力発信を行っている。 指定管理者は、現状をより詳細に分析し、利用促進のための有効な取組みを提案または県へ要望することが望ましい。				

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内 容	
35	収支報告書の勘定科目について	指摘	11	160	指定管理者である若狭高浜漁業協同組合が作成した収支報告書の勘定科目が一部不相当である。 ・人件費関係の勘定科目が不相当 「人件費」、「法定福利費」、「労務費」という3つの勘定科目で計上されている。「人件費」は、給料、賞金、賞与、法定福利費、福利厚生費などを総括する勘定科目であり、「労務費」は、製品の製造に関する人件費の一つである。 ・次の2科目を補助科目として2行で計上しているが、別建てしたい場合は補助科目を使用すべきである。 「雑収益」「租税公課」 ・次の3科目を0計上しているが、これらは収支報告書に記載すべきでない。 「賃借料」「旅費」「会議費」 県に提出される収支報告書について、県は、その表示についてももっとしっかりチェックし、不適当な点があれば改善を指導しなければならぬ。	指定管理者に対して県から適切な指導を行い、今後同様の事案が起きないよう複数職員で確認する。
36	収支報告書の作成について	意見	25	160	指定管理者である若狭高浜漁業協同組合は収支報告書の作成等の会計処理をエクセルで行っている。会計ソフトなら勘定科目の設定などの初期設定を適切に行えば、集計ミスや計算書の作成のミスが少なくなる。県の指導のもとで会計ソフトを導入するのが望まれる。	指定管理者に対して県から適切な指導を行い、会計ソフト導入の検討を促した。
37	事業計画書と事業報告書の記載の整合性について	意見	26	162	指定管理者の作成する事業計画書における目録数と事業報告書における実績数の記載の仕方が整合していない。指定管理者は、事業計画書と事業報告書の記載が対応するように記載する必要がある。	事業計画書と事業報告書の記載が対応するよう指定管理者を指導した。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内 容	
38	取締役の取締役会への出席について	指摘	12	167	敦賀国際ターミナル株式会社の取締役会議事録を閲覧したところ、令和4年度の取締役会において、取締役のうち、福井県の土木部長と産業労働部長の2名は、一度も出席がなかった。 県によれば、取締役会に出席できない場合には、代理の者をオブザーバとして出席させており、会社の状況の確認や情報交換はできているとのことであったが、株式会社の取締役は、取締役会の構成員として、業務執行の意思決定を行うとともに、決定した業務遂行に関する意思決定が、実際に適切に実行されているかどうかを監督する義務を有している。 そのため、福井県の土木部長と産業労働部長は、取締役として、他の取締役の職務執行を適切に監督すべく、取締役会の出席義務を適切に果たすべきである。 また、取締役会の開催に当たっては、各取締役および監査役が出席できるよう取締役会開催日の日程調整を行うとともに、出席率の低い取締役等に対しては、取締役会への出席を促し、出席率の向上を図るよう努めるべきである。	県の部長（取締役）が出席できるよう会社と日程調整を行い、令和5年度は土木部長は2回出席をした。また、令和6年度は土木部長に加え、産業労働部長も出席しており、県の取締役の出席状況は改善している。 今後も会社と日程調整を行い、出席率の向上を図っていく。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	
39	取締役の取締役会への出席について	指摘	13	173 福井県頭株式会社取締役会議事録を閲覧したところ、令和4年度の取締役会において、取締役のうち、2名の取締役は、一度も出席がなかった。また、取締役となっている福井県の土木部長は、事業報告・計算書類承認等が行われた取締役会一度だけの出席となっていた。 県によれば、取締役となっている県の職員が取締役会に出席できない場合には、代理の者をオブザーバーとして出席させておられるとのことであったが、株式会社の取締役は、取締役会の構成員として、業務執行の意思決定を行うとともに、決定した業務遂行に関する意思決定が、実際に適切に実行されているかどうか監督する義務を有している。 そのため、出席率の低い取締役は、取締役として、他の取締役の職務執行を適切に監督すべく、取締役会の出席義務を適切に果たさなければならない。 また、取締役会の開催に当たっては、各取締役および監査役が出席できるように取締役会開催日の日程調整を行うとともに、出席率の低い取締役等に対しては、取締役会への出席を促し、出席率向上を図るよう努めるべきである。	県の部長（取締役）が出席できるよう会社と日程調整を行った結果、令和6年度は土木部長が出席しており、県の取締役の出席状況は改善している。今後も会社と日程調整を行い、出席率を維持していく。また、県取締役以外の出席していない取締役についても、会社と協力して出席を促していく。
89	活動指標と成果指標の関連性について	意見	59	287 港湾空港課の「海外クルーズ客船おもてなし事業」において、活動指標としている「警備員派遣人数」と成果指標としている「海外クルーズ船寄港回数」には、事業の活動とその活動による成果という関係性はなく、指標として不適切である。 活動指標と成果指標には、事業の活動とその活動による成果という関係性がなければならない。例えば、この事業において活動指標をそのまま（「警備員派遣人数」とするならば、成果指標として「負傷者・ケガ人発生者数」などが考えられる。	成果指標を「不法侵入発生件数」と修正した。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	
90	補助金利用企業の意向調査について	意見	60	290 現行の「（補助金）交付申請書兼事業実績報告書」の様式では、内航物流に貨物港を利用しない、または、利用を躊躇している補助金事業利用者が利用に踏み切るために必要な改善点や補完点などが明らかにされていない。 今後の事業計画の策定に有効利用できるよう、評価に関する記載欄を設けるなどの実績報告書の様式の改善または新たな意向調査書を作成することが望ましい。	制度利用者が今後の利用に関する問題点、改善点を記載できる様式へと変更した。

※ ページは「令和5年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	
40	無許可の設置物について	指摘	14	217 漁港施設の現場視察を実施したところ、無許可の設置物が数多く確認された。 県は、各漁港への定期的なパトロール等を通して、漁港施設が適切に利用されているか、利用届出や使用許可のないまま漁港施設が利用されていないかを確認すべきである。もし、適切でない使用が認められる場合には、漁港施設使用者に対して撤去ないし利用届出書や許可申請書の提出を求めるなどの指導および監督を適切に実施する必要がある。 また、不適切な利用を行う漁港施設利用者にに対しては、違反回数に応じて対応処理を決めるなど、福井県漁港管理条例第35条（罰則）の適用を含め、厳正な対応を行うことも検討すべきである。	各漁港の現地状況確認を行い、関係者に対して撤去または占有許可申請の手續きを指導した。条例の適用については、特に第三者に危険を及ぼす可能性があるものについて適用を検討していく。
41	使用等の許可申請における記載漏れについて	指摘	15	218 鷹巣漁港では、荷捌き施設構の燃料供給施設については、占有許可のある荷捌き施設の申請面積内にあ るが、占有許可申請書上の記載がない。また、早瀬 漁港では、占有許可のある漁船建造修理施設内に新 たにクレーンが附加されているが、占有許可申請上 の記載がない。 使用等の実態を認識し、施設を適切に管理するため に、許可申請にあたっては申請書の内容記載を正確 に求める必要がある。	占有許可の変更許可申請手續きを行った。
42	利用料等が免除となる施設利用の取扱いについて	指摘	16	218 小浜漁港の敷地内に保養塔が置かれていたが、利用 許可申請書も使用料等減免承認申請書も提出されて いなかった。 利用料が免除となる施設利用の場合でも、漁港施設 の利用を前提に利用許可申請書が必要であり、ま た、その性質上免除で問題ないと判断するのであれ ば、使用料等減免承認申請書の提出を受けたうえで 施設利用料を免除する必要がある。	占有許可申請及び使用料等減免承認申請手續きを行った。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	
43	利用料金のWebサイトにおける掲載について	意見	27	224 条例には記載されているが、Webサイトには掲載 されていない料金がある。またWebサイ トにおける利用料金が掲載されている取引が課税取 引なのか非課税取引なのか判断しづらい。 県のWebサイトには、実際の取引がない、また は、わずかつてあっても条例記載の料金を掲載し、ま た、その金額は課税取引なのか非課税取引なのかを 明示するのが望ましい。	条例で定める利用料金の全てを掲載した。また、利用料金 にかかるとなる消費税額が明確にわかるようWebサイトを修正し た。
44	利用予約方法について	意見	28	225 利用予約方法について漁港施設利用等を画面にて 提出する予約方法が大半であり、Webによる電子申 請利用予約申請へ移行できていない。画面による申請 は事務手續きが煩雑であり、電子利用予約申請に移 行し事務手續きや事務コストの省力化を図っていく ことが望まれる。	Webサイトに電子申請システムへ移行できるリンクを貼り 付けた。
45	Webによる電子利用予約申請について	意見	29	225 現状、県においてWebによる電子利用申請システ ムが設けられているものの、Webによる電子利用 予約申請が進んでいない。 画面での申請からWebによる電子利用申請にス ムーズに移行していくためにも、所管する事務所 （越前漁港事務所、嶺南振興局）において、書面で 申請してきた方へ電子利用申請できることを個別に 案内するなどし、周知を図る、県の申請書様式ダウ ンロードサイトや所管する事務所のWebサイトに おいて、書面での申請でなく、電子でも申請ができ る旨を記載する、電子申請サイト『電子申請サービ ス（ふくいeーねっと）』へのリンクを付けるなど、 利用者が書面から電子へ移行しやすいよう配慮した Webサイトの構成にし、利用者にとってより利用 しやすい環境を整備することが望まれる。	電子申請システムへ移行するリンクと併せて、Webサイ トで利用者へ周知を行った。
46	使用料等減免承認申請書の提出漏れについて	指摘	17	225 日向漁港に設置してあるコミュニケーションパス 停、小浜漁港において設置してある養殖いかだにつ いては免除対象とし使用料は徴収していないが、免 除に關して使用料等減免承認申請書が提出されてい なかった。 条例に基づき減免申請手續を経たうえで減免にすべ きである。	使用料等減免承認申請手續きを行った。

指摘事項および意見の概要				内 容	講じた措置等の内容
通番	項 目	区分 No.	区分 ページ		
47	利用料金の計算について	意見 30	227	利用料金の算定について、過去に誤請求を行ったことがあったことから、請求時に料金表との照合、複数人への計算チェックを行っているが、すべて電卓による手計算になっている。また、そもその料金の試算についても電卓による手計算が行われている。	事務の効率化を図るためエクセルで自動計算を行うフォーラムを作成した。
48	漁協からの報告資料の検証について	意見 31	227	漁港使用料については、漁協からの利用関連の書類報告に基づき利用料を請求しているが、漁協からの報告について、資料の検証が実施されていないため、過少に報告されたとしても発見できず、過少請求となる可能性がある。 漁港使用料の算定に当たっては、県は、漁協からの書類のみでの確認ではなく、定期的に一部について実際の状況も確認した上での資料作成方法の確認や監査を実施し、利用料の計算基礎資料の正確性も担保する必要がある。	
49	利用料金の徴収について	意見 32	227	利用料金の徴収は利用者へ紙の納入通知書を郵送し、料金の支払いを依頼している。 印刷・郵送コスト、事務手続の負担を鑑みると、納入通知書を郵送して支払いを依頼するのではなく、電磁的な方法で料金の通知を行えるよう改善すべきである。また、納入通知書では県内の金融機関しか対応できないため、県外の場合、取り扱い可能な銀行がより限定されるため、利便性が劣る。より簡単に支払いできるよう、電子マネーやクレジットカードでの支払方法に対応できるよう改善すべきであり、また、それに併せて徴収事務手続の見直しをすることが望ましいと考える。	会計局において予定している財務会計システムの改修により電子収納に対応予定である（R7.3月稼働開始）。
50	消費税の適用誤りにについて	指摘 18	228	小浜漁港において、貸付けに係る期間が1か月に満たない土地の賃付に係る占有料の徴収の際、消費税等を徴収していないものがあった。 消費税等の課税・非課税の判断は適切に行い、消費税等の課税手続を適切に行っていく必要がある。	

指摘事項および意見の概要				内 容	講じた措置等の内容
通番	項 目	区分 No.	ページ		
51	漁港台帳における施設の 種類名・数量の単位 の統一について	意見 33	233	県管理の漁港における漁港台帳において施設の種類の 名や同一の種類の施設の数量の単位の不統一が多く みられる。 管理の効率化やミスの回避の観点から、施設の種類の 名や数量単位を統一することが望ましい。	同じ種類の施設における種類名、単位、数値の小数点の桁 数を統一した。今後は、関係法令および通達に基づき記載 することと統一を図る。
52	「第1表 総括表」の中 の「漁港区域内その他の 施設」の記載について	意見 34	233	県管理の漁港における漁港台帳の「第1表 総括 表」において小浜漁港のみ「漁港区域内その他の施 設」の数量が記載されている。 県管理の7港についてこの記載の有無を統一するの が望ましい。	
53	「第2表 漁港施設明細 表」の「種類」欄の記載 について	意見 35	233	漁港施設明細表において、種類名の欄に区分名と同一 の名称が記載されているものがある。 漁港台帳の「第2表 漁港施設明細表」の「種類」 欄には、区分名をブレークダウンした詳細な種類の 名称を記載することが望ましい。	種類の記載内容を具体的な施設内容に修正した。今後は、 関係法令および通達に基づき記載することと統一を図る。
54	定期的な現物確認の実施 について	指摘 19	234	県は、漁港資産の管理について、漁港台帳を整備し 管理しているが、漁港台帳に記載のある資産につい て定期的な現物確認が実施されていない。 県は、漁港資産について、定期的（各年度の漁港台 帳を作成するため、年1回以上）に現物確認を實施 して、現物と漁港台帳の内容の不一致を修正しなけ ればならない。	
55	現物と漁港台帳の不一致 について	指摘 20	234	越前漁港において、漁港台帳と現物の整合性を確認 したところ、係船柱について数量が一致していな かった。 漁港台帳と現物の数量が一致するよう修正する必要 がある。	現地確認を行い、現物の数量と一致するよう漁港台帳を修 正した。
56	現物と漁港台帳の不一致 について	指摘 21	234	早瀬漁港において、漁港台帳の整備状況について確 認したところ、台帳および付帯する平面図と現場の 状況が乖離しているものが見受けられた。 漁港台帳は、現状の漁港の姿を映す管理資料である ため、適切に整備する必要がある。特に用途が変化 しているものについては、今後の活用を検討する基 礎にもなりえることから、現場状況をふまえて適切 に更新する必要がある。	

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	
57	現物と漁港台帳の不一致について	指摘	22	235 小浜漁港の漁港台帳の整備状況を確認したところ、現物は存在しているが漁港台帳上は記載されていない、漁港台帳を補足する平面図と漁港台帳の整合性が一部取れていないといった不備が見受けられた。漁港台帳は、漁港施設の多様性や施設の経緯・現状等を明確にすること、普通交付税や災害等対応の観点からも逐次整備される必要があり、整備することによって漁港施設の漁産保全にもつながるため、漁港台帳の適切な整備運営を今まで以上に行っていく必要がある。	現地確認を行い、現場と一致するよう漁港台帳を修正中。
58	海岸法施行規則に準拠した海岸保全区域台帳の作成について	指摘	23	238 各漁港において、海岸保全区域台帳における必要記載事項の枠を設けておらず、海岸法施行規則の様式に準拠した台帳が作成されていない。	海岸法施行規則に準拠した様式に海岸保全区域台帳を修正した。
59	巡回パトロールに関するマニュアルの整備について	意見	36	242 巡回パトロールについてマニュアルが整備されていない。	通常のパトロールについては、福井県漁港等パトロール実施要領に基づき、目視により施設の損傷状況等を確認している。損傷状況が重大であると判断した場合には、雇人的にならないよう国の点検マニュアルに準拠してパトロールを実施していく。
60	許可のない立ち入り禁止ゲートおよび看板の設置について	指摘	24	243 鹿島漁港および菜崎漁港において、作業中でないにも関わらず漁港関係者により立ち入り禁止ゲートや関係者立ち入り禁止の看板が設置されていた。漁港は公共のものであり、許可のない立ち入り禁止ゲートや看板の設置は適切でない。	関係漁協に対して指導を行い、無許可の設置物については撤去を行った。
61	老朽化した設備について	意見	37	243 鹿島漁港において、老朽化した係船用のリングが設置されていた。それが利用された場合、船舶の係留が外れたりする可能性があり危険性がある。	現地調査の結果、危険性が確認されたため撤去を行った。
62	許可のない駐車場の白線について	指摘	25	243 菜崎漁港において、許可なく駐車場の白線が引かれていた。許可なく白線を引くのは適切でない。県は、許可なく白線を引くことがないよう指導するべきである。	設置者と協議し区画線の必要性が確認できたため、占用許可申請手続きを行った。今後は、県と事前に協議するよう指導を行った。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	
63	堤防への落書きについて	指摘	26	243 越前漁港において、堤防に「釣りするな」の落書き（器物破損）がされている。堤防への許可のない記載は適切でない。	落書きについては消去を行った。施設への書込みや看板設置などの行為については、必ず占用許可申請により許可を得てから設置するよう漁協を通じ、周知・徹底するよう指導を行った。今後、損傷行為については定期パトロールにより指導・監視を行う。
64	清掃協力金を募る看板について	意見	38	244 早瀬漁港において、漁協から釣り客へ清掃協力金を募る看板が設置されていた。	漁港の利用状況を把握し、適正な漁港管理が行えるよう漁協と協議中。
65	無許可の工作物の設置について	指摘	27	244 早瀬漁港および高浜漁港において、許可を得ることなく、係留用と思われる杭やはしがが岸壁にボルトで固定されているのを発見した。	工作物の設置については、必ず占用許可申請を行い、許可を得てから設置するように各漁協組合員へ周知・徹底するよう各漁協を指導した。
66	不法係留について	指摘	28	246 早瀬漁港・日向漁港・小浜漁港・高浜漁港において、早瀬漁港内に不法係留となっている漁船やプレジャーボートが発見された。	不法係留船を把握するため現地確認を実施した。現在、船主に対して利用届出書等の手続きを行うよう指導中。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項目	区分	ページ	内容	
67	漁船の利用届について	指摘	29	247	漁協に対して、漁船の新造・廃船等があればその都度、届出を行うよう各漁協組合員へ周知・徹底するよう指導を行った。
68	船舶管理のための手法について	意見	39	247	
69	放置物について	指摘	30	248	関係者に対し、漁協を通じて処分・撤去するよう指導を行った。今後は、定期的なパトロールを通して、放置物・廃棄物を出さないよう啓発に取り組んでいく。
70	目標設定について	意見	40	249	

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項目	区分	ページ	内容	
71	大規模地震への対応について	意見	41	250	福井県地域防災計画・各市町地域防災計画等に漁港の大規模地震時の状況ごとの対応が記載されている。今後は、能登半島地震など最新の知見を加えながら、迅速な対応がとれるように見直していく。海上輸送の利用も考えられる漁港については、被災時にも漁業活動や復旧活動を速やかに実施できるように漁港施設の耐震強化の検討をすすめる。
72	事前対策の目標年度の設定について	意見	42	255	
73	災害時の対応マニュアルの策定について	意見	43	256	福井県地域防災計画・各市町地域防災計画など複数のマニュアルに災害時の状況ごとの対応が記載されている。今後は、能登半島地震など近年の知見を加え、迅速な対応ができるように見直していく。
74	利用予約について	意見	44	260	

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ	
75	Webサイトでの情報提供について	意見	45	261	現状、指定管理施設のWebサイトが設けられていない。指定管理者のWebサイトを作成することによって、利用料金やその他の情報、例えば、天候不順には注意喚起を促すといったことも含め、有用な情報をタイムリーに開示することが可能となる。指定管理者は、指定管理施設の利用者のみならず潜在的利用者の利便性に資するためにも、指定管理施設のWebサイトを設けることが望まれる。
76	災害時の対応マニュアルの作成について	意見	46	261	係留施設の災害時の対応マニュアルが作成されていない。近年、異常災害が多い。水に関連する施設でもあるため、特に人命にかかわる事故が生じた場合や施設の破損といった事態が発生した場合に備えて、指定管理者は、県と協力し、災害時の対応マニュアルを作成し、係留サービスをより安全に行っているようにすることが望まれる。
77	未収債権の管理について	意見	47	262	プレジャーボートの係留にかかる使用料収入の一部について、令和4年度以前のものも含め、未収となっているものがあった。回収ができていない先については、回収管理や与信管理を厳格に行うとともに、長期的に支払が遅れている先については、更新の拒否、利用の停止も含めて検討することが望まれる。

※ ページは「令和5年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	ページ	
78	事務事業評価と予算への反映について	意見	48	269	令和4年度において予算額1,500千円に対し、実績額は100千円だったが、予算の策定期限の関係上、年度の確定ではなく前年度見込みをベースに予算を算出し、令和5年度においても前年度と同額の予算を計上している。予算の策定においては、適正な事業評価とそれを反映した適正な予算を計上するために、担当部署が予算策定のためのデータの集計期間や入手時期を変更するなどの措置が必要である。
79	活動指標と成果指標の関連性について	意見	49	269	この事業において、活動指標は低下している（悪化している）が成果指標は向上しており、両指標の関連性は非常に低いといえる。活動指標と成果指標は両者の関連性が高いものを設定すべきである。
80	成果指標の目標値の変更について	意見	50	270	この事業は今後も継続する事業であるが、過去4年すべての年度において成果指標の実績値が目標値を上回っている。このような場合は、成果指標の目標値を高くしてこの事業を継続するか、または、この事業を完了して他の成果指標を設定した新たな事業を策定する必要がある。
81	事業評価の判定について	意見	51	273	令和5年度の当初予算として令和4年度の当初予算から約3.1%減額した予算を計上しているが、これは「整理統合」という事業評価（R5予算編成方針）と矛盾する。この場合の事業評価は「継続」が適切である。また公表するデータはすべて担当者以外の者のチェックを行うことが内部統制上不可欠である。
82	事務事業における事業評価に関する記載について	意見	52	276	事業評価が「継続」以外の場合において事務事業カルテの「実績を踏まえた次年度の変更点」の欄に記載がないと、事業評価の内容や根拠が把握できない。事業評価が「継続」以外の場合には、事務事業カルテの「実績を踏まえた次年度の変更点」の欄に事業評価の内容や根拠を記載すべきである。

所管部局・課名 産業労働部成長産業立地課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	
83	事務事業における事業評価の結果の区別について	意見	53	276	この事業における事業評価は、ほぼ目標を達成してあることから考えると「完了」という評価が適切であると思われるが、事業効果が期待できないため事業を終了する「廃止」という評価になっている。重要事務事業カルテは、事業評価のために作成する重要な書類であり、事業評価の結果である「継続、拡充、縮減、完了、整理統合、廃止、休止、終期の見直し、その他」は、その意味を明確に区別してうえで記載しなければならない。
84	成果指標の目標値の変更について	意見	54	276	当年度において事業の成果指標の目標をほぼ達成しながら、翌年度の予算編成において整理統合し引き継がれた新事業においても既に目標達成した数値を変更せずにそのまま目標値としている。 敦賀港鞆山南地区の拡張工事の段階的完成・供用などを考慮すると、新事業の成果指標の目標値は目標としてふさわしい数値に上方修正すべきである。
85	成果指標について	意見	55	278	事業目的は、外資コンテナ貨物の集荷拡大を図ることがあり、事業内容も外資を対象としているが、成果指標は、外資だけでなく内貿の取扱量も含んだ「取扱貨物量」となっている。 成果指標は、事業目的の達成度を測る物差しとしての数値を設定する必要があり、この事業における成果指標は、内貿の取扱貨物量を含まない外貿の取扱貨物量とすべきである。
86	この事業の効果について	意見	56	280	令和4年度における27.5%という補助金事業における低い予算達成率（補助金の実際支給額／予算額）と成果指標の実績値の目標値からの下方乖離に對して、県は、令和5年度においても令和4年度と同額の予算および同じ条件・内容で事業を継続している。 県は、定期航路の安定化・拡大のためのこの事業に代わる効果的な方法はないか検討中の上であり、より効果的な事業の立案・実行が望まれる。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	
87	内部統制におけるチェック機能について	意見	57	281	Webサイトで公表されているものに誤りが見受けられる。 これから推測するに、公表されるデータはいうに及ばず、その他のデータに関しても作成者のミスや理解不足を回避する上席のチェック機能が機能していない部分が多く存在するおそれがある。いま一度事務所全体の内部統制におけるチェック機能を見直す必要がある。
88	活動指標および成果指標について	意見	58	285	おもてなし事業における活動指標および成果指標は、事業目的から鑑みて指標として適切でない。事業目的の達成度を測るものとしての適切な成果指標とそのための活動の度合いを表す活動指標を適切に設定しなければならない。 誘致拡大事業として適切な活動指標および成果指標を設定した。

※ ページは「令和5年度包括外部監査の結果報告書」ページ

福井県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事から、令和4年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和7年2月12日

福井県監査委員 山本 建
同 松崎 雄城
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

- 対象施設（県の直営施設）
- ・ 福井県福井運動公園、福井県立武道館〈所管課:スポーツ課〉
 - ・ 幾久公園〈所管課:文化課〉
 - ・ 臨海中央公園〈所管課:都市計画課〉
- （指定管理者制度を導入している施設）
- ・ 福井県立ライフル射撃場、福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライングセンター、福井県立クレール射撃場、福井県立ホッケー場、福井県立艇庫〈所管課:スポーツ課〉
 - ・ テクノポート福井総合公園〈所管課:公営企業課〉
 - ・ ふくく健康の森〈所管課:地域福祉課〉
 - ・ 若狹総合公園、奥越ふれあい公園、トリムバムパークかなづ、丹南総合公園〈所管課:都市計画課〉

◆各施設共通

指摘事項および意見の概要				講じた措置等の内容
通番	項目	区分	ページ No.	
1	条例における数字の表記について	意見	21	見やすさの向上を図るため、縦書き形式を採用していた条例および規則について、左横書き形式に改めた。これにより、県ホームページで公開している条例規則集の利用料金等の表記を、漢数字からアラビア数字に改めた。 【情報公開・法制課】
2	利用料金の設定単位について	意見	22	令和5年度に福井県都市公園条例を改定し、令和6年度に1時間単位とする料金設定に改定している。 【都市計画課】

指標事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内 容	
3	施設利用の予約について	意見	3	24	現在においてほとんどの施設で予約を行う場合は、窓口受付や電話等での予約受付が主になっている。今日ではパソコンや携帯（スマートフォン含む）の利用者が多くWebサイトで予約や予約状況の確認ができれば、利便性が向上すると考えられる。そのため、県または指定管理者は、早い段階でWebサイト予約ができるシステムを取り入れることが望まれる。 この点、県は令和5年3月に県内全市町と共同で公共施設の予約が24時間365日いつでも可能な専用Webサイト「施設予約サービス」を運用開始した。これによりすべての県内の公共施設の利用予約や空き状況の確認ができ、利便性が向上することを期待したい。	施設の利用状況や運用方法など、実情に応じてシステムの導入を検討し、予約不要の施設を除いて、施設予約サービスの導入を図っている。 【スポーツ課】 一部の施設利用の受付業務は業者に委託しており、利便性の向上を図るため、Webサイトの活用を含め業者と協議、検討している。歴史博物館との一体的な検討が必要である。 【文化課】 現在使用している利用者管理システムとの連携やインターネット環境、セキュリティの課題解決に時間を要するが、施設予約サービスの導入に向けて調整している。 【地域福祉課】 トリムパークかなづと丹南総合公園は既に施設予約サービスを導入しており、未導入の3公園（臨海中央公園、奥越ふれあい公園、若狭総合公園）については、令和7年度以降に施設予約サービスへの追加を予定している。 【都市計画課】
8	AEDの設置場所の表示について	意見	7	29	各施設のAEDの設置場所には、AEDの設置案内のシールが貼られていたが、ほとんどの施設の施設案内図にはAEDの設置場所が記載されていないかった。スポーツ施設や公園といった場所は、老若男女を問わず使用される場所である。特に公園は施設自体が大きいため、県または指定管理者は、AEDが必要となった緊急事態に素早く対応できるように、施設案内図にAEDの設置場所を分かりやすく記載したほうがよいと考える。	テニスコート受付窓口および公園内の掲示板に博物館内にAEDを設置していることが分かるよう掲示した。 【文化課】

指標事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内 容	
9	施設の運営状況を判断するための指標について	意見	8	31	県は、コストに関する指標など施設の運用状況を判断するための指標を設定し、毎年度その指標から県の判断結果を記録として残すべきである。 また、これらの指標を事業報告書に記載している指定管理者はないが、この指標は、県の施設の運営状況を判断するための指標としてだけではなく、指定管理者にとってもコスト削減や利用者増加を意識させる指標になると思われるので、県は、指定管理者に県が設定した指標を事業報告書に記載させるようにすることが望まれる。	年度別収支・利用状況を一体的に管理するような運用に改め、利用者一人当たりのコストを算出し、過年度の平均を基準とした指標を設定し、分析を行うこととした。 【スポーツ課】 具体的なコストに関する指標について、別事業の中で歴史博物館と一体的に検討していく。 【文化課】 利用者一人当たりのコストを算出し、施設の運営状況の把握を行った。 施設の一部リニューアルオープンを行った令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰などの影響があることに加え、現在、人件費や物価が高騰しているため、過年度の平均値等による利用者一人当たりのコストの目標設定は行わないが、引き続きモニタリングを行う。 【地域福祉課】 県において、各公園の事業報告書を基に利用者一人当たりのコストを算出し、過年度の平均を基準とした指標を設定している。指定管理者に対しては、令和6年度以降の実績報告書に利用者1人あたりのコストを算出し、記載することとしている。 【都市計画課】
10	適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析について	意見	9	36	県民のスポーツへの参加を促進し健康増進につなげることや、施設の利用者を増加させ施設の有効利用を促すためにも、県または指定管理者は、適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析を行っていく必要があると考える。	具体的な目標設定について、別事業の中で歴史博物館と一体的に検討していく。 【文化課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内 容	
12	目標設定の根拠資料の作成について	意見	11	39	事業計画書や事業報告書にて記載される目標数値について、それがいかなる要因を考慮して決定したのかを説明できる資料がない。県または指定管理者は、目標設定の際には、内部環境や外部環境をどのように考慮したのか、目標算出の計算はどのように行ったのかを事後的にも把握できる、要因把握が可能な資料（「目標数値設定表」等）を作成することが望ましい。	目標内容の検討に併せて、別事業の中で歴史博物館と一体的に検討していく。 【文化課】
14	Webサイトの充実について	意見	13	45	県または指定管理者は、施設利用者の利便性を高める観点および施設の利用促進を図る観点から、施設内のWebサイトにおいては、所在地、施設内容、利用時間、利用料金等の基本的な施設概要情報を掲載するだけでなく、施設の魅力な点の紹介やイベント情報等も掲載するなどし、施設の利用価値を広めるようWebサイトの充実を図っていくことが望まれる。また、Webサイトの作りにおいても、情報を探しやすい、見やすいサイトとなるよう工夫することが望まれる。また、県が運営開始したWebサイトである「施設予約サービス」と施設独自のWebサイトがリンクして、施設の空き情報の確認や施設の予約申請が容易にできるようになることが望まれる。	Webサイトの充実について、別事業の中で歴史博物館と一体的に検討していく。 【文化課】 令和6年度に県ホームページ上の都市公園の写真を更新し、指定管理者のリンク先へ移動できるようにしている。 施設予約サービスとのリンクはトリムパークかなづと丹南総合公園で既に対応しており、残りの3公園（臨海中央公園、奥越ふれあい公園、若狭総合公園）は令和7年度以降に施設予約サービスへの追加が完了次第、対応を予定している。 【都市計画課】
15	意見箱の設置について	意見	14	46	意見箱については、目立たない場所に設置されたり、意見箱の周辺に回答用紙や筆記具なども備え付けられていなかったりして、利用が期待しにくい状況となっている施設もある。県または指定管理者は、意見の投書がしやすいような工夫をすることが必要と考える。	歴史博物館入り口に、幾久公園についての意見箱を設置した。 【文化課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内 容	
16	アンケートの実施について	意見	15	48	基本協定書にアンケート実施の取り決めの記載があるにもかかわらず、アンケートを配布して利用者の意見、要望、苦情等を聴取している施設は半数以下であった。また、実施していたとしても、特定のイベントや教室等に参加した人を対象としたアンケートであり、不特定多数の者へアンケートを配布しての実施は行われていなかった。 県または指定管理者が実施する利用者の満足度を調査するためのアンケートは、受け身的な形でのものでなく、アンケートを配布して行うなどの積極的な形での実施が本来の趣旨からすると適当と考える。また、集めた利用者の意見、要望、苦情等について、まとめて整理して管理していない施設も多くあるが、ぜひまとめて整理し保管して情報共有を図ることが望まれる。	歴史博物館の来館者向けアンケートに、公園利用者向けの内容を追加した。意見、要望、苦情等があれば、整理し保管して情報共有を図っている。 【文化課】 全ての施設において、全利用者への声掛けを行いながらアンケートを配布する等積極的な意見収集を行っている。 【都市計画課】
17	アンケートの実施対象について	意見	16	48	アンケートの実施対象者は、施設利用者に対してだけでなく、利用者以外を対象に実施することも、潜在的利用者を増やすためにも実施することが望まれる。常連の利用者だけでなく一部の人だけに依頼するやり方だと意見が偏る可能性がある。また、潜在的な利用者の要望を聞くことは、リピーター以外の新たな利用者の要望を増やすことが期待できる。県または指定管理者は、できるだけ多く人の意見が反映されるような方法でアンケートを実施することが望ましい。	歴史博物館の来館者向けアンケートに、公園利用者向けの内容を追加した。また、歴史博物館のSNSにおいて、来館者以外の方からの意見も受け付けられるようにしている。 【文化課】 全ての施設において、利用者だけでなく多くの人々の意見を反映するため、SNSなどを活用したアンケートを実施するよう指定管理者に指導している。 【都市計画課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	
18	SNS等を利用した情報発信について	意見	17	49 今日、SNS等を利用する者が多く存在しており、SNS等を利用して施設の情報流すことで、施設が存在や魅力を伝えることができ、利用者を増加させる効果があると考ええる。また、チラシや会報誌を発行し配ることも同様に情報発信として有効と考える。特にイベント情報等流すことで、こういったことが今ここでできるんだということに分かるとそこに行ってみようと思う人が出てくるため、県または指定管理者は、そのきっかけ作りを行うことが望まれる。	はびりゅう公式InstagramやXにて、福井県公式マスコットキャラクターはびりゅうを活用し、施設のPRを行った。 【スポーツ課】
20	イベントの実施推進について	意見	19	50 イベントの実施は、施設の利用者を増やす効果が大きいと考ええる。そのため、県または指定管理者は、積極的に自らイベントを企画して、利用者増加を図っていくことも検討してほしい。また、施設においてイベントを実施できることもPRし、外部の者によって、イベントを実施してもらうことも検討してもらいたい。	隣接する歴史博物館のHPで公園の利用案内を行っているほか、歴史博物館のSNSで、幾久公園の魅力等について情報発信を実施した。 【文化課】

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告
テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県福井運動公園【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	
38	美術品の管理について	意見	32	76 管理棟1階の階段前にプロンズの彫刻像が無造作に置かれており、高価な美術品が人目に触れない状態となっている。県は、当該プロンズの彫刻像について、他の施設での設置も含め、適切な配置場所を検討していただきたい。	当該像の配置場所について、美術館、博物館等の設置も検討したが、大型作品であり設置場所がないため配置は不可である。 また、当公園内の運動施設への設置も検討したが、運動の妨げになることや安全上の問題があることから不適当である。 さらに、屋内設置用のプロンズ製であるため、屋外に設置した場合、風雨にさらされると劣化して倒壊するおそれがあるため、不適当である。 現在設置されている管理棟1階は、利用申請や会議出席目的で来館する利用者が多数であるので、安全上においても特に問題もなく、最も適当であると考えられるため、移設せず、現状のままとしている。

◆臨海中央公園【都市計画課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	
53	放置自転車の廃棄について	意見	45	101 公園の現場視察を実施したところ、敷地内に放置自転車が増えており、早急に廃棄すべきである。	令和5年12月4日に撤去が完了している。
54	公園内の据え付け灰皿について	意見	46	101 公園の現場視察を実施したところ、多くの据え付け灰皿が散見された。受動喫煙の防止が求められるようになり、それなりの月日が経つが、公園内の多数の灰皿が据え付けられている状況は好ましくないと考えられる。 望まない受動喫煙の防止の観点から、県は、当該灰皿は撤去し、受動喫煙対策を実施したた専用喫煙所を設けるなど、対策が必要であると考える。	令和6年3月5日に撤去が完了している。

◆福井県立アークセンターおよび福井県立クライミングセンター【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要

通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	講じた措置等の内容
70	LED照明の積極的な導入について	意見	58	133 照明器具として水銀灯が利用されている。一般照明用の高圧水銀灯については輸入が令和3年から禁止となっているため、いずれは更新する必要がある。LED化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなると考えられるため、県は、検討を進めることが望まれる。	他部の予算を活用したLED化の実施や具体的な実施時期等を検討中である。

◆福井県立ホッケー場【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要

通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	講じた措置等の内容
86	LED照明の積極的な導入について	意見	65	156 県立ホッケー場の夜間照明設備は、現在、水銀灯が使用されている。一般照明用の高圧水銀灯について製造、輸出または輸入が令和3年から禁止となっているため、いずれは更新する必要がある。LED化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなると考えられるため、県は、検討を進めることが望まれる。	他部の予算を活用したLED化の実施や具体的な実施時期等を検討中である。
88	施設の損害に係る保険契約の整備について	意見	66	156 過去、県立ホッケー場の夜間照明器具について、保険に加入しておらず、指定管理者である越前町側が落雷被害の修繕費用の負担をした事実があった。県立ホッケー場の夜間照明器具が保険に加入していない理由について確認したところ、過去経緯を記したものはなく、書面では確認が取れないため不明であった。県と越前町における協定書においては、県は管理物件のうち風水害、雪害、水害による損害を対象とする保険契約をいう。)を締結する旨の条項がある。よって、施設に対する自然災害の備えは、基本的には県にあると考えられる。 保有施設に対して付保するかどうかは、その施設におけるリスクの程度や想定される被害金額等、総合的な要素を加味して判断するものであると思われるが、その判断は、万一の事故に備えるためのものであるから、県は、丁寧に検討する必要がある。また、県は、その検討の結果、施設保有者としての県が付保しないと判断した場合における損害回復の責任関係について事前に明確にしておくことが望まれる。	災害発生時の頻度や費用対効果等を検討した結果、付保しないこととし、万が一損害が発生した場合には、協定書に基づいて県と指定管理者との間で責任の所在を明確化する。 なお、越前町と協議し変更協定書を締結した。

指摘事項および意見の概要

通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	講じた措置等の内容
90	指定管理者の委託状況について	指摘	24	157 受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務の委託に際し、指定管理者は、県立ホッケー場に位置する朝日総合運動場を一体的に運営管理している管理公社との間で委託関係を取り持っているが、この委託関係について委託契約書を取り交わしていない。 なお、指定管理者は受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務の各業務を委託する計画について、「指定管理者管理業務委託計画書」を提出し、県に報告を行っている。 公共施設に係る管理業務の委託において契約書を取り交わさずに行うことは、委託の目的や範囲、そして、委託する業務内容が不明瞭となるおそれがあり、事後の争論の原因ともなりかねない。それだけでなく、委託に関する契約書がない場合は、想定された委託業務のみが適切に行われたかどうかを担保することが難しく、県と指定管理者との間で結ばれた協定も適切に遵守されたかどうかの検証も困難となる可能性がある。 したがって、指定管理者は、業務の委託を行う際は適切に契約書を取り交わす必要がある。また、県も指定管理者のモニタリングを通じて施設の管理運営が適切に実施されるように十分に監視・監督を行う必要がある。	指定管理者である越前町と管理公社との間で、受付業務等に係る委託契約書を締結し、本契約書に基づき委託業務を実施する運用に改めた。
92	利用料金収入の帰属について	指摘	26	159 収支報告における利用料金収入を詳しく確認したところ、県立ホッケー場に係る利用料金収入は、本来は、指定管理者に帰属するものであるが、現在の運営実務上、施設運営の委託先である管理公社の収入として帰属していた。これは、指定管理者から管理公社に施設運営に関する業務の委託が行われる中で、越前町から管理公社に委託される委託料の一部として県立ホッケー場の利用料金収入が充当されたことによるものである。指定管理者は、指定管理者と管理公社の役割を明確に整理し、利用料金収入は適切に指定管理者に帰属させる必要がある。	令和6年度から、指定管理者である越前町に利用料金収入を帰属させるよう改めた。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	
93	指定管理者における委託先の管理について	指摘	27	159	電気、水道使用分について指定管理者の方で子メーターを設置し、県立ホッケー場と他施設の使用分を区別できるような体制に見直した。

◆ふくい健康の森【地域福祉課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	
T112	収益拡大策について	意見	81	198	各種団体と連携した写生や焼き芋体験など自然を活かしたイベントの実施、利用者のニーズにあわせた販売・レンタル物品の充実、写真や映像撮影を希望する事業者との調整を行った。 今後も、利用者の意見・ニーズを反映した新たなイベントの開催を見直しや豊かな自然環境を活かした新たなイベントの開催を検討していく。
T117	ブラウン管テレビについて	意見	86	201	備品の現状を整理し、使用しない備品の廃棄を実施した。

◆トリムパークかなづ【都市計画課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	
T31	ネイチャーゾーンについて	意見	99	235	令和6年度から昨年度リニューアルした芝生広場の利用状況の確認や維持管理の課題整理を指定管理者と実施し、有効活用に向けた検討を行っている。

◆丹南総合公園【都市計画課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	
T32	利用料金のWebサイト上の表示について	意見	100	245	丹南総合公園で利用可能な施設の料金を1時間単位の料金で表示されるよう越前市のWEBサイトを改善している。
T34	Webサイトのリンク切れについて	意見	102	246	施設予約サービスのリンク切れがないよう越前市のWEBサイトを改善している。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
通番	項 目	区分	区分 No.	内 容	
135	会議室の利用率の向上について	意見	103	248 会議室があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになっていいる。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらえようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。	丹南総合公園の会議室が利用対象である旨を越前市のWEBサイトに記載した。
137	野球連盟に文書での取り決めなく貸与している会議室について	意見	105	249 空き会議室について、文書でのやり取りなく越前市野球連盟へ貸与している状況にあることが確認された。現状、野球連盟が保管すべきパソコンやプリンター等の備品も会議室に置かれている状況にあった。文書を取り交わすことなく会議室が貸与されている状況は備品の保管責任などが曖昧になり問題がある。指定管理者は、会議室を貸与する場合や備品を保管する場合には、文書を取り交わすよう改める必要がある。	越前市スポーツ課と野球連盟で協議を行い、野球場会議室の一部使用について覚書を締結した。
138	点字ブロックの破損について	意見	106	250 身障者用の点字ブロックが一部剥がれていて危険であった。身障者用のものでもあり、指定管理者は、日頃から注意して管理するとともに、早期の修繕が望まれる。	令和6年11月29日に点字ブロックの修繕が完了している。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

福井県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事から、令和3年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和7年2月12日

福井県監査委員 山本 建
同 松崎 雄城
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

令和3年度包括外部監査にかかわる措置報告
 テーマ：「ふくいく創生・人口減少対策戦略」に関連する施策および事業に関する事務の執行について

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
No.	項 目	区分	ページ	内 容	
1	1 事務事業評価における指標の設定について	指摘	45	県は、適切な事務事業評価を可能とするために活動指標・成果指標の設定の拠り所となるマニキュアル等を試行錯誤しながら作成し、ブラッシュアップしていく必要がある。	予算要求シート記載要領にしたがって活動指標・成果指標を設定しているか査定の段階で議論している。今後、必要に応じて要領の見直しを行っていく。 【総務部】
3	3 H Pで公表する事務事業見直しの概要について	指摘	49	H Pで公表する事務事業見直しの概要では、事務事業カルテの「事業評価」欄の評価結果も記載について、件数や金額とともに構成比も記載して評価結果の全体像が把握できようなかたてて公表すべきである。	令和5年度から、事業評価の欄の評価結果すべてについて、件数、金額、構成比を記載して公表している。 【総務部】
4	4 H Pで公表する事務事業カルテの対象について	指摘	49	現在H Pで公表されている事務事業カルテの対象は、評価結果が「拡充、継続、縮減、終期の見直し」となり翌年度当初予算で要求された政策的経費のみである。その年度の事務事業の評価結果なのだから、翌年度の予算要求の有無にかかわらず、その年度のすべての事業の評価結果を公表すべきである。	令和5年度から、すべての事業の評価結果をH Pで公表している。 【総務部】
6	6 市町への補助金に対する県の対応	指摘	57	県が市町の補助金事業に対して補助金を交付する場合は、その補助金が適切に運用されているかどうかを判断するための特別の仕組みや規程・ルール、チェック体制を設ける必要があると思われる。	補助金の適切な運用は、補助金事業の担当課において適宜チェックをしており、執行状況は予算編成過程においても確認している。補助金の有効性や効率性を確保できない可能性がある場合には執行方法の見直しをするよう、年度当初の執行方針により通知する。また、必要に応じて定期的なチェック体制を設ける旨を要領に記載するよう各部に通知する。 【総務部】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
No.	項 目	区分	ページ	内 容	
3	3 H Pで公表する各部事務事業カルテについて	意見	50	各部各課の事務事業カルテについては、その課の該当事業の事務事業カルテを単に結合したものを公表するだけでなく、その課の事業全体の事業名や評価結果等を把握でき一覧表も公表するのが望ましい。	令和5年度から、各課の全体の事業名や評価結果等を把握でき一覧表を公表している。 【総務部】
15	15 活動指標の設定について（県立大学運営費交付金（一部））	意見	86	活動指標が設定されていない。担当課では、必ず何らかの形で事業評価を行っているはずであり、県民に対する事業の説明責任を果たすためにも、適切な指標の設定と評価を示すべきである。	次期中期計画策定に併せて、教育・研究等それぞれの項目の達成指標を活動指標とすることを再検討する。 【総務部】
21	21 学生UIターン奨学金返還支援の対象者について（理系就活支援事業）	意見	102	学生UIターン奨学金返還支援の内容と、事業目的の整合性を確保すべきである。学生UIターン奨学金返還支援の対象者について、「県外出身の県内大学等の卒業生」に限らず、「県外出身の県内大学等卒業生」を含めることが適切ではないかと考える。	指標を踏まえ、令和6年度より県外出身の県内大学生を対象にする形に制度を改定した。 【交流文化部】

※ページは「令和3年度包括外部監査の結果報告書」ページ

公立大学法人福井県立大学公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するので、公立大学法人福井県立大学物品等または特定物品の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月12日

公立大学法人福井県立大学

理事長 窪田 裕行

1 企画提案書の提出に係る事項

(1) 業務名

公立大学法人福井県立大学財務会計・人事給与システム更新業務委託

(2) 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

(3) 業務内容

公立大学法人福井県立大学財務会計・人事給与システム更新業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

2 提案書を提出する者に必要な資格

提案書を提出することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱要領（平成19年公立大学法人福井県立大学要領第6号）第2条に係らず、公立大学法人福井県立大学物品等または特定物品の調達手続に関する会計細則第5条に基づく審査による認定を受けた者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 受審資格認定日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 平成24年度以降において、法人の同種業務を履行した実績を有する者であること。

(6) この業務にかかる保守について、その体制が十分であり、長期にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

3 実施要領の交付等に関する事項

(1) 実施要領の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこのプロポーザルに関する問合せ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務課

電話 0776-61-6000

(2) 実施要領は上記のほか、本学ホームページで公開する。

4 資格の確認に関する事項

(1) 提案書の提出を希望する者は、所定の参加申込書に、必要書類を添えて資格の確認の申請をしなければならない。

(2) 参加申込書の提出期限

令和7年2月21日（金）17時

(3) 参加申込書の提出方法

持参または郵送すること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。

(4) 参加申込書の提出先

3(1)に同じ。

5 本業務に関する質問

本業務に関する質問事項については、所定の質問票により受け付ける。

(1) 受付期限

令和7年3月12日（水）正午まで

(2) 受付方法

質問票を電子メールにより提出するものとする。

(3) 回答方法

全参加者に対し、原則として電子メールにより質問毎に、3月19日（水）までに随時回答する。

6 企画提案書の作成・提出

実施要領に基づき、企画提案書を作成・提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月24日（月）正午（必着） (2) 提出方法 直接持参または郵送によること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。 (3) 提出場所 福井県立大学財務課 7 審査会の実施に関する事項 (1) 日時 令和7年3月26日（水） なお、時間については別途通知する。 (2) 場所 公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス本部棟 8 受託者の決定に関する事項 7の審査会の審査において、最も優れた提案を行ったと認められた者を受託予定者とする。 9 その他 (1) 提案資格の喪失 実施要領による。 (2) 契約書作成の可否 要 (3) 契約保証金 公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規程による。 (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。 (5) この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関し必要な事項は、実施要領による。 10 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Financial accounting/Human resources payroll system update (2) Time-limit for the submission of proposals: 12:00 A.M.24th of March 2025 (3) Contact point of contract notice: Finance Division, Fukui Prefectural University, 4-1-1, Matsuokakenjoujima, Eihei town, Yoshida county, Fukui prefecture, 910-1195 Japan	TEL 0776-61-6000
--	-------------------------